

宮崎県立病院看護職員向け e ラーニングシステム導入に係る業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県立病院の看護職員に時間や場所にとらわれない継続的な学習機会を提供し、看護実践能力の向上と知識の定着を図り、最新の医療知識や技術を効率的に習得させ、個々のスキルアップとチーム全体の質の向上を促進することを目的とする。

2 業務の名称

宮崎県立病院看護職員向け e ラーニングシステム導入に係る業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託業務の内容

e ラーニングシステム提供及び教育プログラムの提供

(1) システム機能要件

- ア パソコン、タブレット、スマートフォンなど、多様なデバイスからストレスなく動画と教材を利用できること。
- イ 受講者が学習履歴（進捗状況、受講時間、テスト結果）を管理できること。
- ウ 動画、音声、スライド、テキストなど、多様な形式の教育プログラムを配信すること。
- エ 講義資料、テスト資料及びワークシート資料を備えていること。
- オ 管理者が受講者管理、教育プログラム管理及びレポート出力を行えること。
- カ セキュリティ対策が講じられており、個人情報保護に配慮したシステムであること。

(2) 教育プログラムの提供要件

- ア 宮崎県立病院は、急性期医療を担う病院であるため、急性期看護に関する専門知識・技術習得に資する教育プログラムを重点的に提供すること。
- イ 厚生労働省の新人看護職員研修ガイドライン（平成 26 年 2 月改定）、日本看護協会の看護者の倫理綱領（令和 3 年 3 月改定）や看護職の生涯学習ガイドライン（令和 5 年 6 月作成）、各専門学会のガイドラインに沿った教育プログラムを提供すること。
- ウ 看護実践能力習熟段階（ラダー）に対応し、基礎コース、ジェネラリストコース、看護管理コース、専門領域コース、看護補助者関連コースなど、幅広いレベルの教育プログラムを提供すること。特に、新人看護職員の基礎知識・技術の定着、経験者として採用した看護職員の専門性向上に資する内容を含むこと。

- エ 診療報酬改定や社会情勢の変化に対応できる学習プログラムを複数提供すること。
- オ 厚生労働省が定める通知・要綱を厳格に遵守した看護師の特定行為研修に対応する内容を含むこと。
- カ 症例に基づく疑似体験学習教育に活用できること。

(3) 運用・保守・サポート

- ア システムの安定稼働を保証するための運用・保守体制を提供すること。
- イ システムに関する問合せ対応、トラブルシューティング、定期的なメンテナンス等を実施すること。
- ウ システム利用に関する管理者及び受講者へのサポートを提供すること。
- エ システム利用中に発生した問題と不明点に速やかに対応する体制を整えること。

5 著作権等

- (1) 受託者は、成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (2) 成果品の全部又は一部に受託者が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、5(1)にかかわらず、当該知的財産権は、受託者に帰属する。この場合において、宮崎県は、成果品を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

6 委託料の支払

委託料は、委託業務完了後の精算払とする。

7 その他業務の方針等

受託業者は、業務の内容及び範囲について、県と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

また、この仕様書に記載のない事項については双方協議の上、決定することとする。